

別表 第2 違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込み人数		不泊	当日	前日	前々日	※①	※②
一般	1~14名まで	100%	100%	90%	80%	20%	
団体	15~30名まで	100%	100%	90%	80%	30%	10%
	31~99名まで	100%	100%	90%	90%	40%	10%

※① 宿泊前々日からさかのぼって、7日～3日前までとする。

※② 宿泊前々日からさかのぼって、14日～8日前までとする。

(注) 1 %は、ご宿泊に掛かる総額に対する違約金の比率です。(お食事代金を含む)

- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。
- 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数変更については、違約金は頂きません。